

山梨県土地家屋調査士会 令和3年度事業計画

基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大が昨年度より続き終息の兆しがまだ見えない中、本年もコロナ対策を取りながらの運営になります。本年は境界問題連絡協議会が立ち上がり、山梨県下の関係機関を一堂に会して土地境界(筆界)に関する諸問題を取り上げ協議する場を新たに設け、諸問題の解決に繋がるよう実績を積み上げていく大切な年度になります。我々土地家屋調査士は県民の財産の保全と活用に向けた対策をしっかりと示していきます。

その為には調査士としての資質の向上と躍進を図る研修会を充実させ、同時に組織の活性化を図り、縦(日調連・関東ブロック・各支部)・横(行政・他士業)十字の連携強化を図り、地域で起きている課題(空き家問題・災害対策、所有者不明土地、筆界特定・ADR、地図整備・地籍整備、変則型登記の解消等)に積極的に取り組み、課題解決する中で県民の期待に応えられる組織として活動する。又、本年は関東ブロック主催のゴルフ大会・十士会の総会等当番会に当たる為、出席される皆様には、参加して良かったと言われるような運営に心がけていきたいと思っています。会員の皆様にはご協力をお願いいたします。

事業活動

- (1) 会員研修の実施
- (2) 社会貢献活動(空家対策支援・災害対策支援等)及び出前講座等の実施
- (3) 支部活動への指導・育成・協力
- (4) 会則・規則等の整備
- (5) 認定土地家屋調査士の活動環境整備
- (6) 無料相談会の開催
- (7) 情報公開への対応(ホームページの充実)
- (8) 会報等の発行
- (9) 広報活動の推進
- (10) 新入会員研修への参加
- (11) 境界問題連絡協議会の開催
- (12) 顧問との交流活動の推進
- (13) 他士業との交流活動の推進
- (14) 公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動に対する協力
- (15) 日本土地家屋調査士会連合会・関東ブロック協議会への協力

令和3年度各部事業計画

総務部

1. 会員の品位保持、執務に関する指導及び連絡
 - ・会員への情報提供を速やかに行う
2. 会務運営の効率化、事務の合理化の推進
 - ・Web 会議の支援と推奨
3. 会則等の諸規程及び諸規程間の整合性の検討
 - ・会則の改定、整理
4. 関係法令の改正に対する対応
 - ・研修会の開催、情報収集
5. 非調査士による調査士業務の排除に関する事項
 - ・年1回の法務局調査への協力
6. 災害対策に関する事項
 - ・会員向け研修会の開催
 - ・市町村との合同研修会の開催
 - ・他士業、他会との情報交換、研修会への参加
7. 非違行為・苦情に関する事項
 - ・法務局からの非違行為に関する調査委嘱への対応
 - ・会員に対する苦情申立てへの対応

経理部

1. 各部・各支部等の事業計画案及び予算見積書に基づく予算の作成
2. 各事業実施状況と予算執行の対比による予算執行健全化
3. 毎月1回の定期月次監査の執行
4. 会務運営に必要とされる調査士会館什器・備品の適正管理
5. 固定資産の適正管理

企画研修部

- 1、 会員の業務に関する指導、改善及び連絡事務に関する事項
 - ① 登記に係る諸問題についての法務局との協議及び会員への連絡
 - ② オンライン申請の推進、支援
- 2、 会員研修に関する事項

研修規則にもとづき、土地家屋調査士法第 25 条に定める研修を企画し、資質向上及び業務の改善を図るため法令及び業務等に関する研修を実施する。

 - ① 一般研修、専門実務研修の研修会(8月、3月会員研修会・9月報酬額研修会)
 - ② 新人研修 新人会員報酬額研修会

- ③ 新人研修（静岡会主催新人研修会への参加）
 - ④ 年次研修 令和3年度年次研修の実施
- その他、研修規則に基づき研修を実施する

3、他の研修機会への協力、支援

- ① WEB研修会の企画と開催（総務部との連携）
- ② 他会主催の研修会への参加
- ③ 境界問題相談センター山梨との連携、研修会の支援
- ④ CPDポイントの認定及び管理
- ⑤ 支部研修会の協力、支援

4、境界問題連絡協議会の運営

広報部

1. 会報の編集・発行

- ・年1回発行している会報の編集
- ・これまで発行してきた会報のデジタル化

2. ホームページの更新

- ・会員向け 更新頻度を増し、会員に迅速な情報を提供
- ・一般向け 相談会、調査士会の取り組み等定期的な更新

3. 制度啓発・広報活動の実施

- ・日調連主催「土地家屋調査士の日」の全国一斉不動産表示登記無料相談会実施
- ・他士業との合同相談会の企画と開催
- ・出前講座開催企画（公嘱協会と連携）

5、境界問題相談センターやまなし

- 1. 年次研修会の企画、開催
- 2. 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携
- 3. 弁護士会との研修による連携
- 4. 認定土地家屋調査士の活用を検討
- 5. 広報活動（広報部と連携）